

資料 2

外国人台帳制度の趣旨

- ・ 位置付けについて

新たな外国人台帳制度の位置付け（イメージ）

現行制度

【入管法】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可
(在留資格、在留期間)
- ・不法滞在者の取締り

【入管特例法】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位
(永住資格等)の安定化

【外登法】(市町村の法定受託事務)

- ・登録の申請(新規・変更)
- ・外国人登録証明書の交付
- ・外国人登録原票の作成・管理

〔新制度に
ついては
検討中〕

新制度

【新入管制度】(国の事務)

- ・外国人の在留を許可
(在留資格・在留期間)
- ・在留情報の届出(新規・変更)
- ・在留カードの交付
- ・不法滞在者の取締り

【外登法は新入管制度に集約】

各種行政サービスに活用するための外国人の情報を市町村が把握できなくなる

住民行政

【外国人台帳法】(市町村の自治事務)

- ・外国人台帳の編成、管理
- ・外国人台帳への記載のため届出
- ・各種行政サービスに活用(ワンストップ化)

事実上、市町村の各種行政サービスに活用

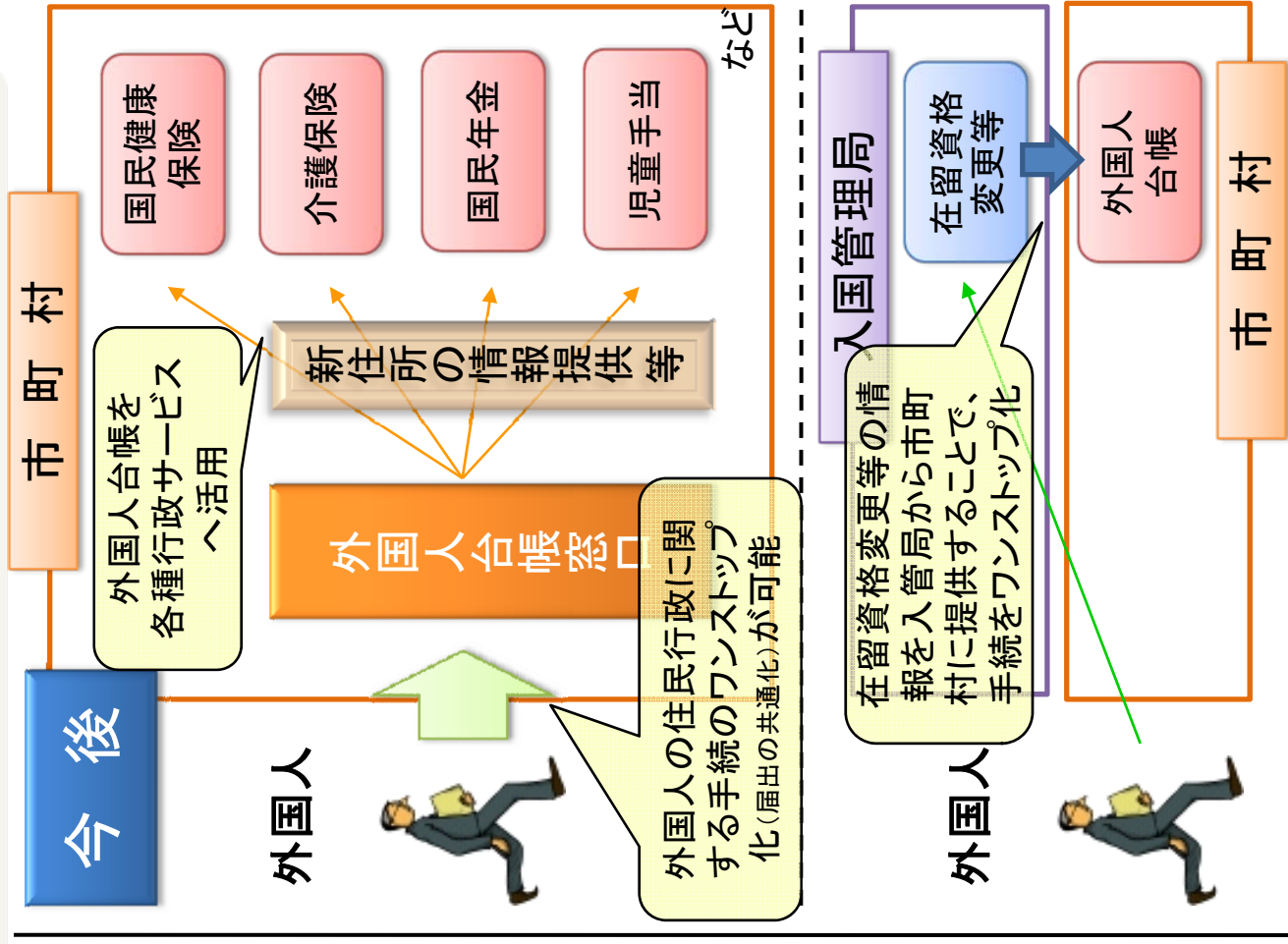
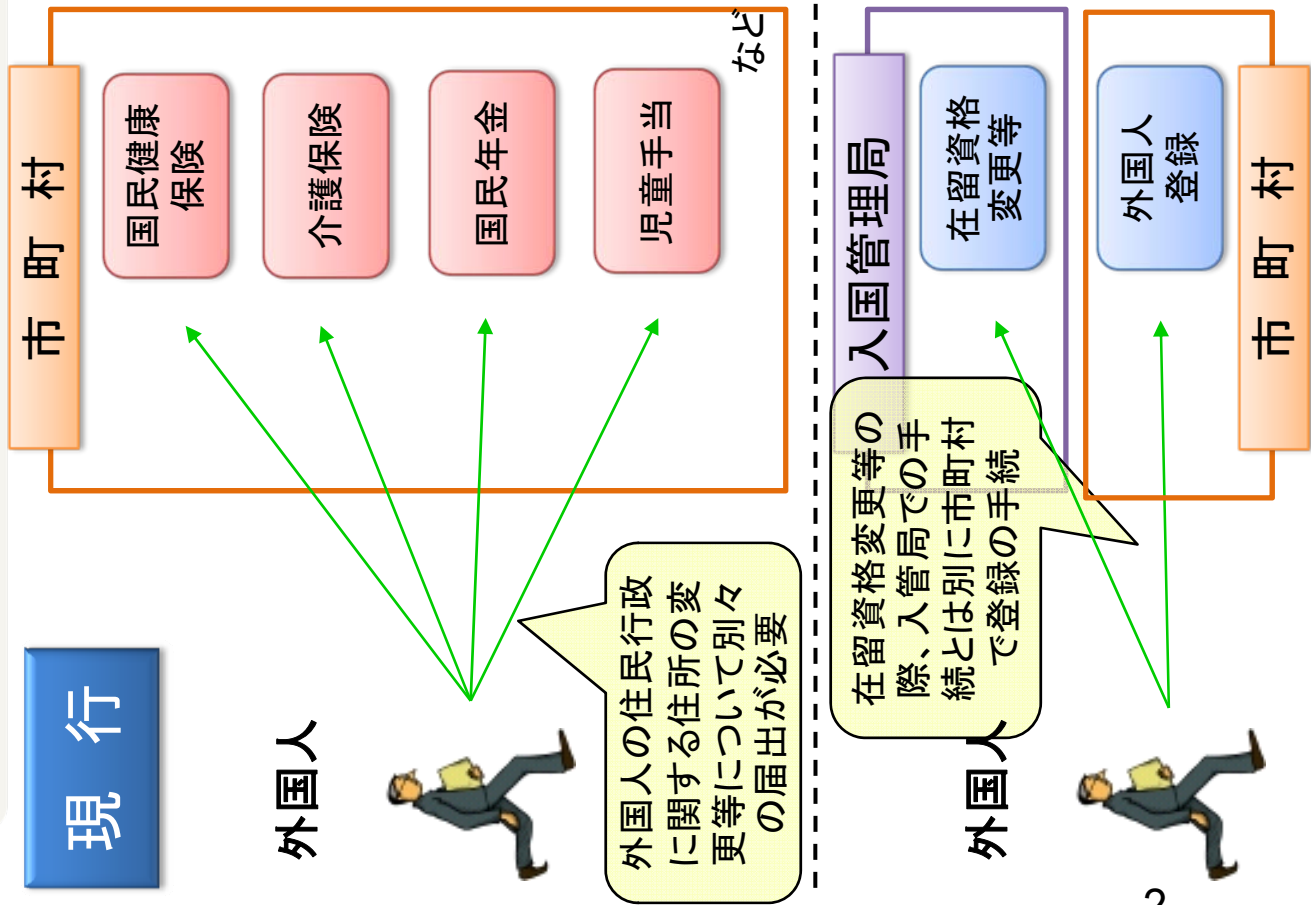
(市町村の自治事務)

外登法により登録されている情報を市町村が各種行政サービスに活用

在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握

基礎的行政サービスを
提供する基盤の確立

手続のワンストップ化と市町村事務の合理化（イメージ）



日本人と外国人に係る情報の正確性を担保する仕組み

二つの並立かつ独立する制度に基づき情報を管理する場合において、共通の記載事項の内容を一致させ、台帳の記録の正確性を確保

台帳における記載の公正性を担保し、居住関係の公正な証明や住民行政の基礎として機能

《日本人》

住所地(市町村)

住民基本台帳

- 氏名
- 出生の年月日
- 住所
- 住所を定めた年月日
- 世帯情報
- など

変更情報



本籍地(市町村)

戸籍の附票

- 戸籍の表示(筆頭者の氏名、本籍)
- 氏名
- 住所
- 住所を定めた年月日
- (過去の住所の履歴)

戸籍

- 氏名
- 本籍
- 夫婦、親子関係
- など

変更情報



附票により
連携媒介

居住関係の証明

<市町村の自治事務>

- 架空の人物、二重の記載の防止
- 記載漏れ、誤記載の防止

連携効果

身分関係の証明

<市町村の法定受託事務>

- 戸籍整理の円滑な遂行

連携効果

《外国人》

住所地(市町村)

外国人台帳

- 氏名
- 住所
- 出生の年月日
- 世帯情報
- 在留カード番号
- など

変更情報



入管局(法務省)

入管データ

- 氏名
- 住所
- 出生の年月日
- 在留カード番号
- 所属機関等の名称・所在地
- 過去の住所の履歴
- など

変更情報



居住関係の証明

<市町村の自治事務>

- 架空の人物、二重の記載の防止
- 記載漏れ、誤記載の防止

入国管理情報の正確な管理

<国の事務>

- 住所などの共通記載事項の正確性の担保